

別紙(施設使用料)

(1)短期宿泊施設

単位:円/人・泊

演習林	宿泊施設	本学		他大学等				その他	義務教育 修了前の者
		学生等	教職員	学生等	教職員	学生等	教職員		
千葉演習林	清澄宿泊施設	0	1,030 (7泊目以降 820)	620 (7泊目以降 500)	1,240 (7泊目以降 990)	2,060	0		
	清澄宿泊施設2	0	2,270 (7泊目以降 1,820)	1,360 (7泊目以降 1,090)	2,720 (7泊目以降 2,180)	4,540	0		
	札郷宿泊施設	0	720 (7泊目以降 580)	430 (7泊目以降 340)	860 (7泊目以降 690)	1,440	0		
北海道演習林	山部宿泊施設	0	500	500	700	800	0		
秩父演習林	川俣宿泊施設(賄い施設)	0	1,030	720	1,240	2,060	0		
	川俣宿泊施設(自炊施設)	0	620	430	740	1,240	0		
	影森宿泊施設(自炊施設)	0	700	490	840	1,400	0		
	栃本宿泊施設	0	1,860	1,300	2,230	3,720	0		
生態水文学研究所	赤津宿泊施設	0	500	300	700	1,000	0		
	五位塚宿泊施設	0	500						
富士癒しの森研究所	山中宿泊施設	0	500	350	600	1,000	0		

- <備考>** **利用者の範囲:** 本施設は、演習林を教育・研究・研修等に利用した者に使用を認める。
施設使用料免除範囲: 本学学生・大学院生・研究生等授業料を納入している者、および義務教育修了前の者は免除する。
冬期料金: 北海道演習林の山部宿泊施設は10月1日から翌年4月31日までの間、施設使用料免除者を除いて別途暖房費を徴収する。秩父演習林の影森宿泊施設は11月1日から翌年3月31日までの間、別途暖房費を徴収する。
- <区分>** **本学学生等:** 本学の学生、大学院生、研究生、附属中等教育学校の生徒等
本学教職員: 本学の教職員、演習林関連ボランティア団体登録者
他大学等学生等: 大学、高専、専修学校、高校の学生、生徒
他大学等教職員: 大学、高専、専修学校、高校、小・中学校、幼稚園等の教職員、及び試験場等公的機関の職員
その他: 上記の範疇に属さない者
義務教育修了前の者: 小・中学校の児童・生徒、幼稚園児など

(1)長期宿泊施設

演習林	宿泊施設	使用料	単位	備考
北海道演習林	山部長期宿泊施設	5,300	円/棟・月	・使用料は施設の使用料であり、光熱費等の実費は含まない。 ・北海道演習林の山部国際宿泊施設は、別途光熱水費の実費相当額を徴収する。 ・利用開始月および終了月において利用期間が1ヶ月に満たない分は日割りにより計算した額とする。
	山部国際宿泊施設	6,300	円/人・月	
生態水文学研究所	五位塚長期宿泊施設	3,340	円/棟・月	